

【概要版】

第5期 福生市地域福祉活動計画 ささえあいプランふっさ

福生市社会福祉協議会では、「気づき」「築き」「認め」「支えあう」ことを、福生市、地域住民とともに、みんなで対応について学び、考え、解決に向けて行動することで、「ともに生きるまち ふっさ」を目指し、地域福祉の推進に取り組んできました。

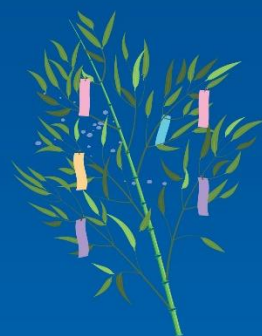
今日、我が国では、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

子どもから高齢者までより多くの住民が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域として支え合い、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていくためには、「自助」、「共助」、「公助」が適切な役割分担をしながら、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが必要です。

この度、策定いたしました「第5期 福生市地域福祉活動計画 ささえあいプランふっさ」は、地域で安心して暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」を基本理念に掲げ、関係者一体となって進めていきます。

令和3年（2021年）3月

社会福祉法人 福生市社会福祉協議会



福生市地域福祉活動計画の概要

1 計画の期間

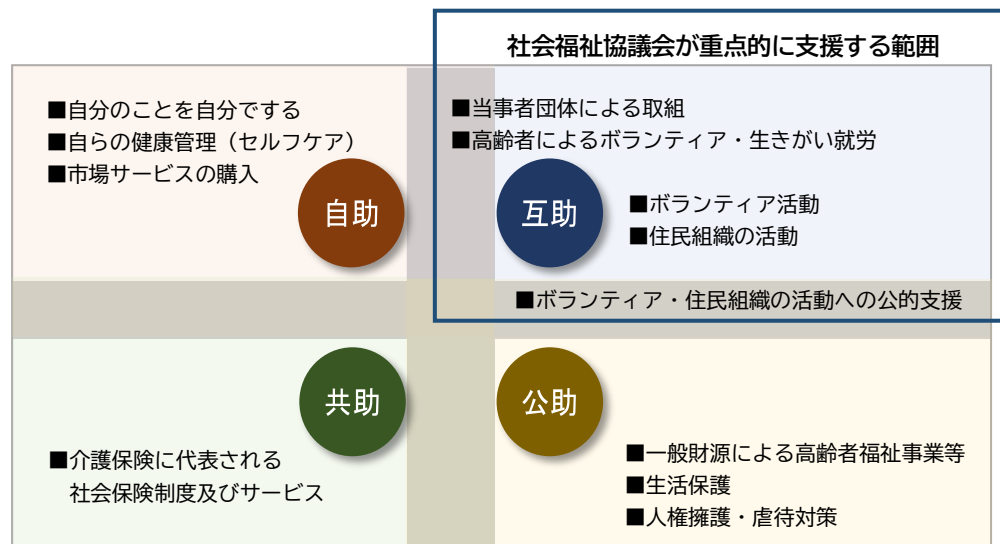
本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

この度、福生市が新たに策定する「第6期福生市地域福祉計画」と福生市社会福祉協議会が新たに策定する「第5期地域福祉活動計画」が福生市の地域福祉を推進するいわば“車の両輪”として機能するよう、行政と歩調を合わせ策定することとしました。

2 地域福祉とは

地域福祉の基本的な目的は、住み慣れた地域の中で、家族・近隣の人々・友人・知人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって、日常生活を送ることができるような状態を創っていくことです。このような「地域福祉」の実現のためには、福祉政策のみならず、まちづくり各分野との連携のもと、総合的な市民の暮らし環境の向上を目指す視点が必要となってきます。

地域における福祉を取り巻く環境は大きく変わり、介護保険制度や障害福祉サービスに象徴されるように、一人ひとりが自ら福祉サービスを選び利用することができるようになるとともに、地域住民一人ひとりがさらに身近な地域社会全体で支援が必要な人たちを支えていくことが求められてきています。



日ごろ身の回りで起こる問題はまず、個人や家庭の努力（自助）で解決し、個人や家族内で解決できない問題は隣近所の力（互助）やボランティア、NPOなどの活動（共助）で解決し、地域で解決できない問題は福祉やその他の関連施策や公的制度で解決（公助）する、といった、重層的な取り組みが必要となってきます。

福生市地域福祉活動計画の基本的考え方

1 基本理念

今後、市民の暮らしが新しい生活様式へ移行していく中においても、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」を大切にし、従来の地域福祉活動等の関係者や社会福祉法人に加えて、各種団体等との新たな協力関係のもとで全市的に新たな地域福祉活動等を推進していく思いを、基本理念に込めています。

すべての人が、
住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、
人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり

2 第5期計画の施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[具体的な事業活動]



すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、
人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり

基本目標1
地域活動を支える担い
手づくり

- (1) 地域住民の福祉への理解とネットワークの構築
- (2) 小地域福祉活動の一層の充実
- (3) 誰もが参加できる地域活動の促進

基本目標2
支援が必要な人を支える
地域づくり

- (1) 包括的な支援体制の整備
- (2) 大規模災害への福祉的対応

基本目標3
適切な支援につなげる
体制づくり

- (1) 生活上の課題を解決できる仕組みの構築と支援事業の推進
- (2) 地域福祉充実のための様々な提案の促進

福生市地域福祉活動計画の個別事業

基本目標1 地域活動を支える担い手づくり

- (1) 地域住民の福祉への理解とネットワークの構築
 - 1) 広報・福祉啓発活動の充実
 - 2) 新たな広報手段の活用
 - 3) 企業・商店街などとの連携
- (2) 小地域福祉活動の一層の充実
 - 1) 小地域福祉活動リーダー及びボランティアの育成
 - 2) 小地域福祉活動の基盤強化への支援
 - 3) 地域福祉関係団体・機関との連携強化
- (3) 誰もが参加できる地域活動の促進
 - 1) 広報・啓発活動の充実
 - 2) ボランティア育成支援プログラムの充実
 - 3) ボランティアグループ・当事者団体等との協働・支援の充実
 - 4) ボランティア・市民活動センターの基盤強化
 - 5) 地域における市民学習（福祉）の推進

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり

- (1) 包括的な支援体制の整備
 - 1) 相談支援活動の充実と相談支援体制の構築
 - 2) 小地域福祉活動への支援
- (2) 大規模災害への福祉的対応
 - 1) 災害時における要配慮者への支援
 - 2) 災害ボランティアに関する啓発と育成
 - 3) 災害ボランティア体制整備の支援
 - 4) 災害時の福生市社会福祉協議会体制の強化

基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

- (1) 生活上の課題を解決できる仕組みの構築と支援事業の推進
 - 1) 福祉サービス利用援助と成年後見制度の利用促進
 - 2) 在宅福祉サービス事業等の充実
 - 3) 子育て支援事業等の充実
 - 4) 高齢福祉・介護サービス等支援事業の充実
 - 5) 障害福祉サービス等支援事業の充実
 - 6) 当事者団体の活動・組織化支援
- (2) 地域福祉充実のための様々な提案の促進
 - 1) 福祉ニーズ把握のための情報収集
 - 2) 行政等への提案、提言

福生市地域福祉活動計画の推進体制

令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域共生社会推進の観点から、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。全社協地域福祉推進委員会できまりとめた市区町村社協経営指針を踏まえ、地域福祉活動計画の推進体制を整備していきます。

第5期 福生市地域福祉活動計画 ささえあいプランふっさ 【概要版】

発行 社会福祉法人 福生市社会福祉協議会

〒197-0004 東京都福生市南田園二丁目13番地1（福生市福祉センター内）

電話 042-552-2121 Fax 042-553-7532 ホームページ <https://fussashakyo.or.jp>